

# 計画等の「評価段階」における県民意見の反映に係る指針

平成26年1月9日

## 1 趣旨

新行政改革大綱の目標の一つである「県民目線の県政の実施」を実現するため、施策の成果を把握・評価し、公表することで県民に対する説明責任を果たすとともに、成果や評価に対する県民意見の聴取に努め、施策に対する県民意見の反映を図る。

## 2 自己評価

### (1) 対象

施策のうち、その影響が広く県民生活に及ぶもので、かつ重要なものについては、その施策の実施状況に関して自ら評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

ここでいう「施策のうち、その影響が広く県民生活に及ぶもので、かつ重要なもの」とは、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年3月27日条例第21号）の議決対象となる基本計画及び県民意見提出制度運営要綱に基づきパブリックコメントを実施して策定した計画等（以下「計画等」という。）をいう。

### (2) 実施方法

ア 必要性、効率性、有効性の観点その他当該計画等の特性に応じた評価を行う。

イ 評価は、毎年度実施、隔年実施あるいは中間実施等、それぞれの計画等の性格に応じ、最も適当な時期に、最も適当な方法で行う。

ウ 評価の実施により、計画等に「Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）」というマネジメントサイクルを導入し、期待どおりの成果をあげていないものがあれば、改善策を検討して計画等の見直しにつなげる。

## 3 第三者評価

計画等の評価に当たっては、自己評価と併せて、次の方法等による県民の意見の聴取（以下「第三者評価」という。）に努めるものとする。

- (1) 学識経験者や有識者などから構成される第三者委員会
- (2) 県民意見の募集（県民意見提出制度に準じて実施）
- (3) 県民アンケート など

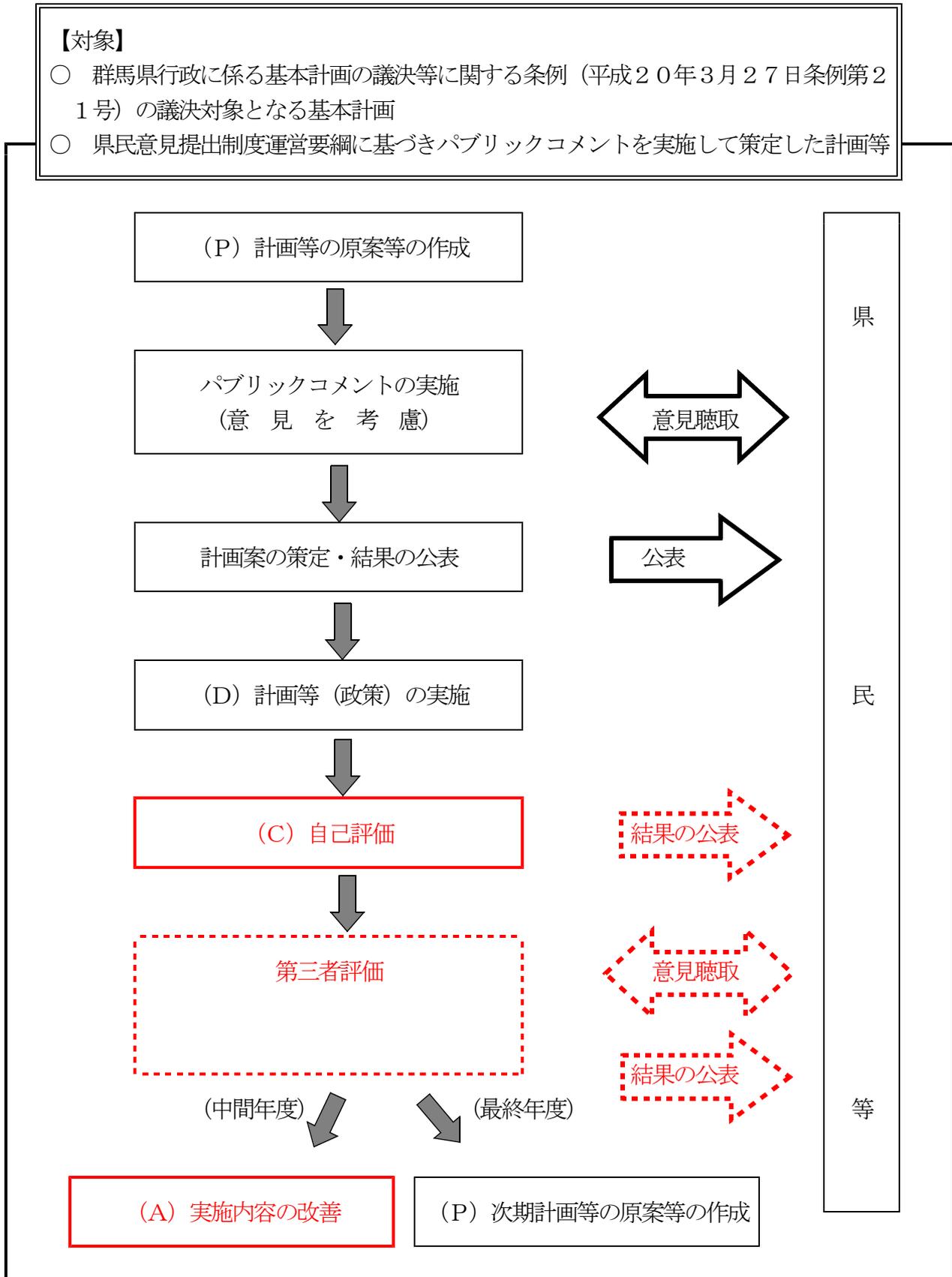
なお、実施に当たっては、前記2(2)により行う。

## 4 公表

第三者評価の結果は、公表するものとする。

なお、第三者評価を実施しない場合は、自己評価の結果を公表し、それに対する県民の意見の聴取に努めるものとする。

### 本指針に基づく県民の意見の聴取に係るフローチャート



※赤字は、本指針で求めている手続き（点線は努力目標）

# 「評価段階」における県民意見の反映について

平成26年1月  
総務部総務課

## 現状と経緯

- 重要な政策を立案する場合に、「県民意見提出制度」(パブリックコメント) により県民からの意見を募集(平成12年度から実施)
- 政策等の実施後においては、一部のものは、有識者などからの意見聴取等の方法により、個別に県民の意見を聴取

・新行政改革大綱(平成23年3月)実施計画

目標1 県民目線の県政の実施 — 改革1 県民意見の県政への更なる反映

(1) パブリックコメントの拡充

主要な計画や条例を制定する際に県民意見を募っているパブリックコメントについて、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案などを検討する早い段階や政策実施後の評価の段階などに、幅広く行うための仕組みを整え、実施します。

## 指針の策定

- 新行政改革大綱の目標の一つである「県民目線の県政の実施」を実現していくためには、「立案・計画」段階だけでなく、「評価」の段階においても県民の意見を聴取して次の計画等の策定や実施に反映させることにより、PDCAサイクルの実効性を高め、政策等の充実を図ることが必要
- 評価段階でも県民の意見を反映する仕組みを導入 →指針の策定**

## 指針の内容

### ○自己評価の実施

施策のうち、その影響が広く県民生活に及ぶもので、かつ重要なものについては、その施策の実施状況に関して自ら評価を実施

### ○対象

群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例(平成20年3月27日条例第21号)の議決対象となる基本計画、県民意見提出制度運営要綱に基づきパブリックコメントを実施して策定した計画等

### ○実施方法

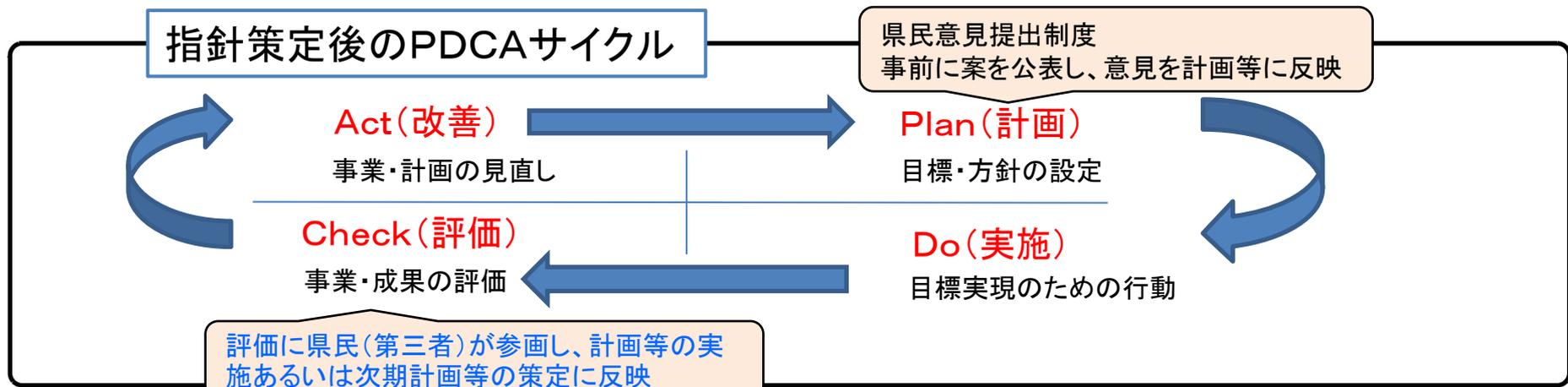
ア 必要性、効率性、有効性の観点

イ 毎年度実施、隔年実施あるいは中間実施等

ウ 計画等に「Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Act(改善)」というマネジメントサイクルを導入

### ○第三者評価の導入

自己評価に加えて、第三者委員会、パブリックコメント等により県民等の意見を聴取するよう努める。



**指針策定後のフォローアップ**

毎年、評価の実施状況(今後の予定)に係る調査を実施し、運用状況を把握

評価段階で、県民(第三者)の意見を聞くのが困難なものについても、自己評価の公表が可能なものは、次のような方法で、できるだけ県民の意見を聞く機会を設ける。

- 平成25年度中に策定する計画等**
- ・群馬県地域医療再生計画
  - ・群馬県シカ適正管理計画
  - ・群馬県イノシシ適正管理計画
  - ・第2期群馬県教育振興基本計画
  - ・次期行政改革大綱
  - ・ぐんまDV対策推進計画(第3次)
  - ・群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画
  - ・群馬県消費者基本計画
  - ・群馬県動物愛護管理推進計画(第2次)
  - ・群馬県歯科口腔保健推進計画
  - ・群馬県カワウ適正管理計画
  - ・群馬県水道水質管理計画
  - ・群馬県肝炎対策推進計画
  - ・群馬県食品衛生監視指導計画
  - ・次期群馬県権限移譲推進計画
- など

2 公社・事業団等との随意契約の実績

[平成24年度公社・事業団等との随意契約の実績\(pdfファイル:413KB\)](#)

[平成23年度公社・事業団等との随意契約の実績\(pdfファイル:433KB\)](#)

公社・事業団等の経営状況等に対するご意見・ご提案をお寄せください。  
郵便、ファクシミリ及び電子メールで受け付けています。  
お寄せいただいたご意見・ご提案は、次回以降の公社・事業団等の経営状況の報告等に活用させていただきます(次回の公社・事業団等の経営状況等の公表の際に、寄せられたご意見・ご提案の概要(個人情報を除く。)、それに対する県の考えをホームページで公表します。)。  
なお、ご意見・ご提案をお寄せいただいた皆様に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承願います。  
お名前やご連絡先などは支障の無い範囲でご記入ください。個人情報の取扱いには十分注意し、他の目的に利用することはありません。

- 郵便(はがき・封書)による場合  
〒371-8570(住所記載不要) 県庁総務部総務課あて
- ファクシミリによる場合  
027-226-2209 県庁総務部総務課あて
- 電子メールによる場合  
Eメールアドレス: [soumuka@pref.gunma.lg.jp](mailto:soumuka@pref.gunma.lg.jp)

<http://www.pref.gunma.jp/07/a0710012.html>から抜粋

※平成26年度以降に策定する計画も同様に実施

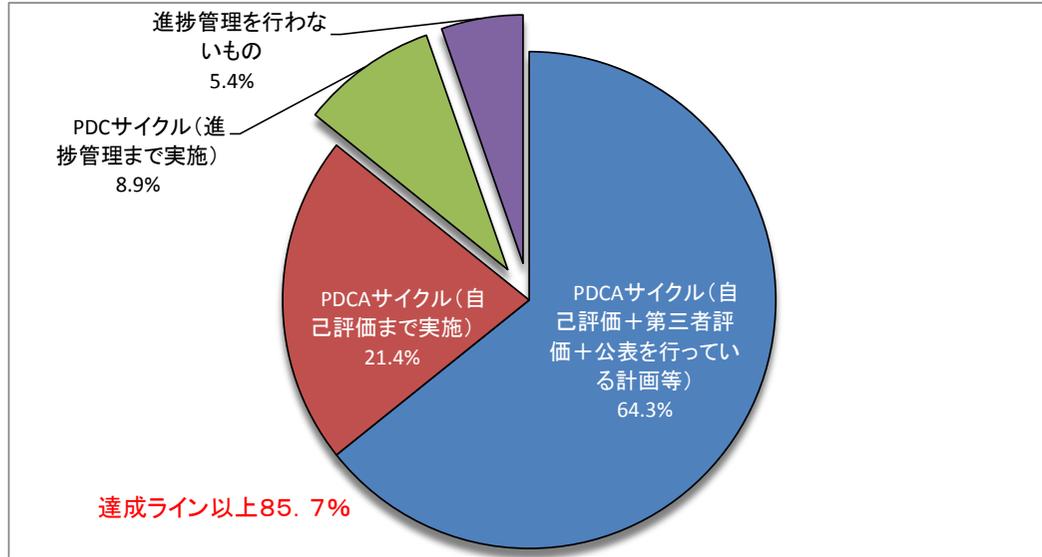
# 計画等の評価の実施状況等に係る調査結果

## OPDCAサイクル(第三者評価+県民への公表)の実施状況

内容	対象数	割合
PDCAサイクル(自己評価+第三者評価+公表を行っている計画等)	36	64.3%
PDCAサイクル(自己評価まで実施)	12	21.4%
PDCサイクル(進捗管理まで実施)	5	8.9%
進捗管理を行わないもの	3	5.4%



今後の実施予定(再調査)



現在の実施状況(当初調査)

